

札幌市緑の審議会について

1. 緑の審議会とは

札幌市緑の審議会は、昭和 52 年 4 月に旧札幌市緑化推進条例に基づき設置され、平成 13 年 10 月に施行した「札幌市緑の保全と創出に関する条例」（以下「条例」という。）で設置、組織及び審議事項が規定されています。

委員定数は 27 人以内で任期は 2 年。組織及び運営に関し必要な事項は「札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則」で定めています。また、緑の審議会会長が必要と認めたときは、緑の審議会に部会を置くことができるとされています。

2. 審議事項

条例に規定する審議事項は以下のとおりです。

- (1) 緑の基本計画の策定・変更（条例第 9 条）
- (2) 緑保全創出地域の指定・変更・解除（条例第 11 条）
- (3) 保存樹木等の指定・解除（条例第 24 条）
- (4) 風致保全方針の策定・変更、風致地区の種別の指定・変更・解除
（条例第 26 条、28 条）
- (5) 緑化推進計画の認定・変更、緑化推進地区の指定・変更（条例第 35 条）
- (6) その他市長の諮問する緑の保全と創出に関する重要事項

3. これまでの主な審議内容

- (1) 都市近郊林保全のあり方について
- (2) 緑化重点地区指定の考え方について
- (3) 大規模林地開発行為について
- (4) 樹木を主とした市街地のみどりのあり方について
- (5) 札幌市みどりの基本計画の改定について

札幌市緑の審議会関係条例・規則

札幌市緑の保全と創出に関する条例（抜粋）

〔平成13年3月6日〕
条例第6号

（緑の基本計画の策定手続）

第9条

（省略）

4 市長は、緑の基本計画を策定しようとするときは、札幌市緑の審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により述べられた意見の要旨を記載した書類を札幌市緑の審議会に提出しなければならない。

5 札幌市緑の審議会は、緑の基本計画の案の作成について市長の諮問があったときは、第1項から第3項までに規定する手続に準じて緑の基本計画の案を作成し、市長に提出することができる。この場合においては、市長は、第1項から前項までに規定する手続を経ることを要しない。

6 市長は、第3項の規定により述べられた意見及び第4項の規定による札幌市緑の審議会の意見又は前項の規定により市長に提出された案を勘案し、緑の基本計画を策定するものとする。

（省略）

8 前各項の規定は、緑の基本計画の変更について準用する。

（緑保全創出地域の指定手続）

第11条

（省略）

4 市長は、緑保全創出地域を指定しようとするときは、札幌市緑の審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により述べられた意見の要旨を記載した書類を札幌市緑の審議会に提出しなければならない。

5 市長は、第 3 項の規定により述べられた意見及び前項の規定による札幌市緑の審議会の意見を勘案し、緑保全創出地域を指定するものとする。

(省略)

7 前各項の規定は、緑保全創出地域の指定の解除及びその地域の変更について準用する。

(保存樹木等)

第 24 条

(省略)

2 市長は、前項の規定により保存樹木等を指定しようとするときは、保存樹木等の所有者の承諾を得た上で、札幌市緑の審議会の意見を聴かなければならない。

(省略)

9 第 2 項及び第 3 項の規定は、第 7 項又は前項の規定による保存樹木等の解除について準用する。

(風致保全方針の策定手続)

第 26 条 第 9 条の規定は、前条の規定による風致保全方針の策定について準用する。

(風致地区の種別の指定手続)

第 28 条 第 11 条の規定は、前条の規定による風致地区の種別の指定について準用する。

(緑化推進計画及び緑化推進地区)

第 35 条

(省略)

3 市長は、緑化推進計画を認定し、及び緑化推進地区を指定しようとするときは、札幌市緑の審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、前項の規定による札幌市緑の審議会の意見を勘案し、第 1 項の規定により認定の申請を受けた緑化推進計画が、予定区域における緑の保全及び創出を図る上で適当であると認めるときは、当該緑化推進計画を認定し、及び当該予定区域を緑化推進地区として指定するものとする。

(省略)

7 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の認定又は指定の変更について準用する。

(省略)

第 7 章 札幌市緑の審議会 (第 38 条・第 39 条)

(設置)

第 38 条 この条例によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて緑の保全及び創出に関する重要事項を調査審議するため、札幌市緑の審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 39 条 審議会は、委員 27 人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者及び市民のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 緑の審議会（第 6 6 条－第 7 0 条）

第 6 章 緑の審議会

（会長及び副会長）

第 6 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き，委員の互選によってこれを定める。

2 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第 6 7 条 審議会の会議は，会長が招集する。

2 会長は，審議会の会議の議長となる。

3 審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議決をすることができない。

4 審議会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（資料提出その他の協力）

第 6 8 条 審議会は，その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは，関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き，又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第 6 9 条 会長が必要と認めたときは，審議会に部会を置くことができる。

2 部会は，会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き，部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は，部会の事務を総括し，会議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは，部会に属する委員のうちからあらかじめ部会

長の指名する者が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第70条 審議会の庶務は、環境局において行う。